

② 土地情報システム

石黒 徹 鶴嶋富士男 堀内宏幸

一 はじめに

都市づくりにおいて、安全で快適な都市環境を形成するためには、公共公益施設の整備は欠くことのできない事業であり、各施設の性格・機能、地域の人口・土地利用動向に対応して、適切な配置及び整備水準をいかに確保できるかが課題となっている。

しかし、都市における公共公益施設整備は、公有地の不足や財源の問題、高地価に影響され、事業執行上の制約は増しつつあるといえる。

一方、二十一世紀を展望した街づくりを目標に策定された「よこはま二十一世紀プラン」では、その計画実現に必要と見込まれる公共公益施設用地需要が、長期計画で二、八〇〇ha、実施五カ年計画で五〇八haもの膨大な量になっている。

このような状況を踏まえ、加えて土地利用計画の立案、用地を含めた市内外の

調整事務の経験を通して、公共公益施設整備とそれに伴う用地確保の相関性をとらえた計画的な対策が必要と考えた。

この発想を、行政ベースでいかに具現化するか構想したものが「土地情報システム」である。

以下、この構想に基づき五六・五七年度の二カ年にわたり作業を行った「土地情報システム基礎調査」の報告概要である。

二 土地情報システムの基本的考え方

① 基本的考え方

今後ますます取得困難になることが予測される公共公益用地の確保、並びに施設用地の適正かつ効率的な利用について、科学的行政対応（土地・施設の管理及び利用システムの体系化）を図ることを目的とし、総合的都市づくりシステム

の一環（サブシステム）として位置づける。

システム化の検討は、建物等土地利用「施設」と施設用地としての「土地」の両面から、アプローチした。

② システム整備のプロセスと内容

(1) システム整備のプロセス

システム化の基礎検討は、次の項目について行った。

ア 土地等情報の基礎整備

市・その他公的機関が所有あるいは管理する土地・建物の基礎情報（所在、地番、地籍、所管、規模、構造、取得・建築年月日等）の資料を収集、整理し、情報の整備を行う基礎的検討。

① 土地Ⅱ市有地（普通財産、行政財産、公営企業財産）／市外郭団体保有地（土地開発公社、住宅供給公社等）／国有地／県有地／公的企業保有地（国鉄、住宅都市整備公団、県住宅供給公社等）

一 はじめに

二 土地情報システムの基本的考え方

三 土地情報システムの基礎的整備

四 土地情報システム化の検討

五 システム整備の汎用的効果と今後の展開方向

六 おわりに

(イ) 建築物等土地利用施設

基礎情報に基づき、公共公益施設需要及び既存施設・公有地を、高度利用、再利用面から評価し、公共公益施設の複合化等施設整備に係る土地の効果的利用方策を探る検討。

(ロ) 土地利用状況Ⅱ未利用地／既利用地

(恒久・暫定)
(イ) 施設特性
ウ 土地等情報のシステム化の検討
管理情報としての現行土地等情報の分析を踏まえ、システム化に必要とされる情報の項目、流れ、更新・記載方法等について、そのあり方を整理し、土地を基軸とした管理・利用両面からみて望ましい情報のシステムの検討。

(2) システム検討の基礎資料

システム検討の基礎資料は、途中追加したものも含め、表一にまとめられた。

表一 システム整備の基礎資料

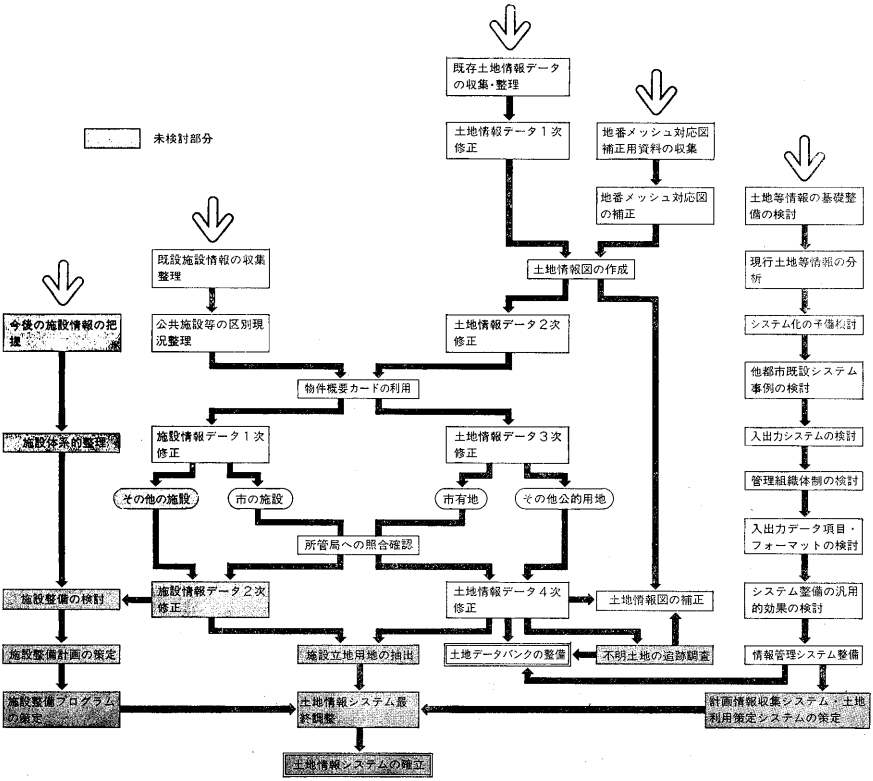
| 資料名 | 所管 | 情報の内容 |
|----------------------------|------------|--|
| <数値情報> | | |
| (1) 公有財産総括台帳 (土地管理台帳) | 企画財政局管財課 | 市の所有・管理する普通財産の土地に関するもの …所在、地番、地目、地積、取得年月日、価格 所管など |
| (2) 土地一筆カード (土地一筆台帳) | 〃 | 〃 |
| (3) 公有財産台帳 | 各局 | 市の各局が所有・管理する行政財産の土地・建物 に関するもの 土地…所在、地番、地目、地積、用途、取得年 月日など 建物…用途、構造、建築年月日、敷地面積など |
| (4) 非課税台帳 | 区固定資産税課 | 公有地等非課税地に関するもの |
| (5) 文化施設要覧、横浜 市の社会福祉施設等 | 教育委員会市民局等 | …所在、地番、地目、地積、所有者 市及び関係機関の所有・管理する建物に関するもの …所在、用途、建築年、所管、規模など |
| <図面情報> | | |
| (6) 地番メッシュ対応図 | 道路局道路調査課 | 地形図(1/2,500)に道路の現況等を勘案して公図 を一筆ごとに割り込んだもの(昭和48年度作成) |
| (7) 固定資産評価図 | 区固定資産税課 | 法務局の公図の写し(1/500~1/600) |
| (8) 都市計画図 | 都市計画局都市計画課 | 地形図(1/2,500)に都市施設、用途地域を落し 込んだもの |
| (9) 都市施設現況図 | 〃 | 区単位の地形図(1/10,000)に公共公益施設の位 置、種別を表示したもの |

① モデル地区の選定
整備作業を行うにあたり、既存の土地
施設の基礎資料に関する分析・評価が
ないため、その作
業自体の試行的性
格を考慮して、整
備情報が即、利用
しうる「中区」を
モデルケースとし
て検討することと
した。

② 作業のトータルフロー
システム検討も
加えた作業のトータルフローは図1
1の通りである。
(このフローには
時間的、作業量的
問題から未検討項
目も含んでいる)。

③ 土地等情報の
基礎整備
システム整備基
礎資料の「土地一
筆台帳」「非課税
台帳」を使用、両
台帳から一筆単位

図一 作業トータルフロー



の土地情報を洗い出した。その整理は、
市有地については両台帳の情報内容を照
合し、情報精度を高めた所管別と、また
市有地に国・県等用地を加えた所有機関
別の二類形とした。

しかし、この情報は、あくまで土地構
成上の一単位である一筆情報(以下「一
次情報」という)にすぎず、いかに利用
単位(敷地)としての一団の土地の情報
(以下「二次情報」という)へ質的に転

図-4 地番メッシュ対応図

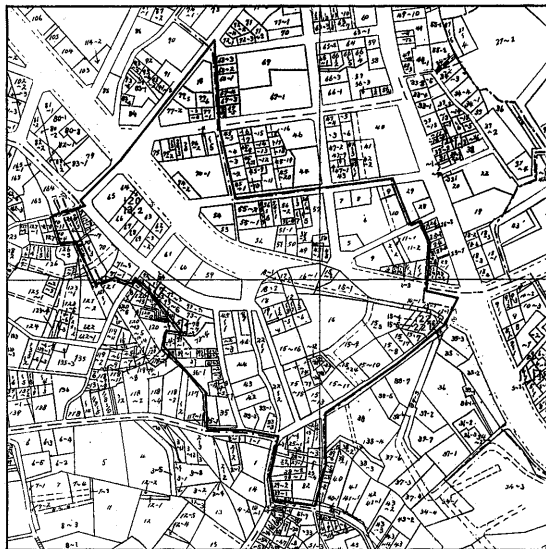


図-2 公図

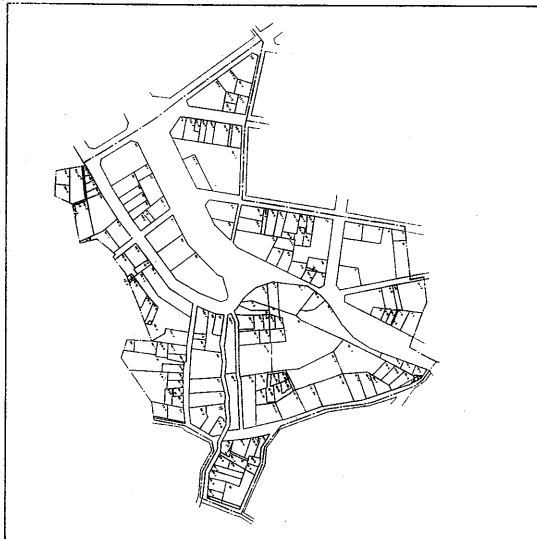


図-5 土地情報図

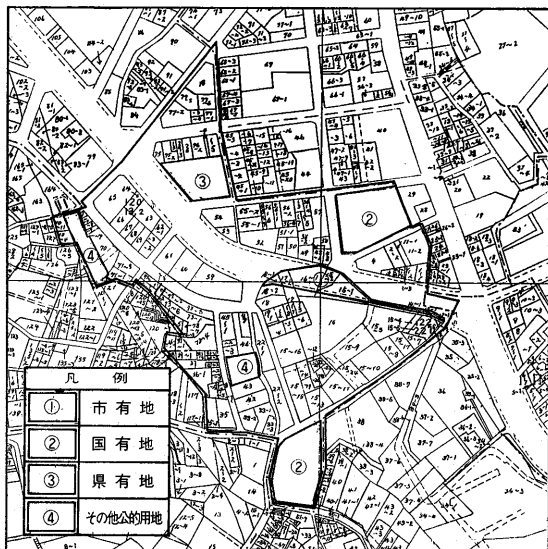
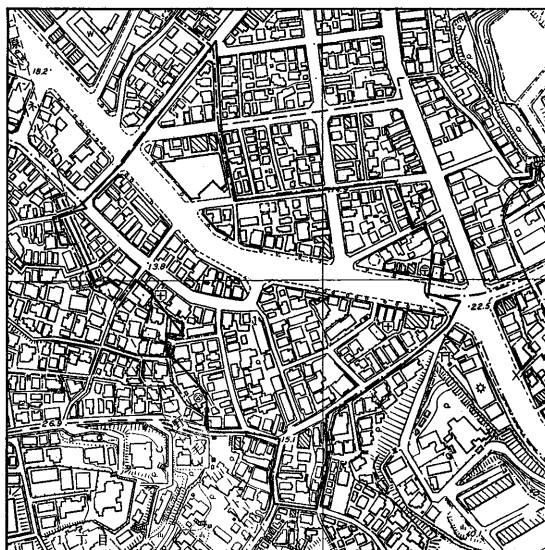


図-3 地形図



換しうるかが、基礎整備段階における課題となり、その手法開発が必要となった。

そこで、以前から土地利用計画の権利関係調査等を利用して「地番メッシュ対応図」(公図を地形図にはめ込んだ図)に一次情報を落とし込み、図上から二次情報を読み取る方法をとることとした。

しかしながら、地番メッシュ対応図は昭和四十八年作成後未補正であり、また作成目的が認定路線関係であることから、道路内地番区画の未記入等があり、大半の一次情報が落とし込めないことが判明した。

この状態をクリアーするため、中区固定資産税課の評価図(II公図)を用い、都市計画図等を参考に、道路・河川部分の筆の割り込み、分合筆の修正を中心に、地番メッシュ対応図の全面補正を行った。

これにより一次情報の九〇%以上が落とし込み、現況土地利用からの判断も加え、二次情報への転換が可能となった。

この作業は電算システム化の重要な前処理作業であり、この成否が本システムの展開にあたっての鍵を握っていたといっても過言ではない。

また、この作業は結果的に、市の管財台帳再整備にもつながることとなった。この過程で作成された地番メッシュ対

応図への落とし込み図(以下「土地情報図」という)は、市の所管別、市・国等の所有機関別に色分けした二種類の図形情報である。この土地情報図は、土地等情報のチェック機能を持ち、情報の正確性の向上に大きく寄与した。

このように転換された二次情報を、システム的に整備するため、新たな情報記載書式(フォーマット)の検討を行うこととした。

④ システム化の予備検討
(1) 物件概要カードの作成

土地等情報の基礎整備のため作成した「物件概要カード」は、土地等情報の入力単位を、その関連性から、一団の土地と、そこに立地する一群の施設として捕えることを目的とし、土地等情報の基礎整備作業並びに情報利用の面からみて、有効なフォーマットとした。

この物件概要カードに、土地情報として二次及び一次情報を記載し、市有に係る情報は各所管局に照会、フィールドバックされた情報を三次情報とした。この修正データを本作業では最終データと位置付けた。

なお、依然残る不確定情報は、不明・脱漏財産として企画財政局管財課で追跡調査を行うこととした。

また、建物施設については、新規情報

として各局に全面的に記入依頼した。
(2) システム化に向けて現行土地等情報の分析
システム化を前提に現行の土地等情報の問題点を抽出し、その対応を検討した(表-3参照)。

表一 2 横浜市中区公共公益用地調査表

| 公共用地総数 | | ●所管別内訳表 | | | | | |
|------------|-----------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 5,586筆 | | 所管局 | 道路 | 財政 | 緑政 | 交通 | 教育委員会 |
| 6,277,772㎡ | | 筆数 | 1,211 | 284 | 172 | 128 | 126 |
| | | 面積(㎡) | 783,099 | 149,808 | 610,476 | 14,852 | 173,196 |
| ●所有者内訳表 | | 所有者 | 横浜市 | 神奈川県 | | | |
| 筆数 | 2,386 | 161 | | | | | |
| 面積(㎡) | 4,001,143 | 169,071 | | | | | |
| 国・省(庁) | その他 | 不明 | 消防 | 建築 | 市民 | 都市計画 | 環境事業 |
| 2,230 | 789 | 20 | 8 | 8 | 6 | 15 | 15 |
| 1,383,971 | 716,823 | 6,762 | 3,277 | 1,427 | 14,447 | 3,433 | 3,305 |
| | | | | | | | 水道 |
| | | | | | | | 1 |
| | | | | | | | 2,116 |

表一 3 現行情報の分析

| 現状 | 問題点 | 対応 |
|--|--|---|
| 情報は「公有財産規則」に基づき、各局が「公有財産台帳」に記載し、企画財政局管財課に報告することとなっている。 「公有財産規則」による台帳書式記入の適用を除外され、独自台帳による局がある。 情報単位は、一筆(土地)、一棟(建物)である。 各局は毎年企画財政局に「現在高報告」を行う。 国・県その他公的用地の情報は非課税台帳による。 | 台帳の記載もれ、誤記、判読困難及び表現・用語の不統一等、情報内容にバラツキがある。 長年におわたる区画変更や所管不明土地の発生、あるいは情報記入時点の不整合がみられる。 把握している情報は、一筆・一棟の管理情報で、利用面から必要不可欠な一団・一群の情報ではない。 公有財産台帳の報告義務の一部不徹底。特に所管替え、異動通知等各種手続の不報告。 建物情報の報告不徹底/図面情報軽視/情報の運用体制が受身。 結果として情報の把握が十分にできない。 国・県その他公的用地の情報資料は非課税台帳に限定されている。 | 情報が正確かつ迅速に流れるための方策及び報告事務の軽減化を検討し、土地等情報の一元的管理システムを構築する。将来的には各局に端末を設置し、報告の迅速化を図る。 用語基準の明確化等及び書式(フォーマット)の統一化。 情報の正確性を担保するリンクを文字情報/文字情報のリンクを確保する。 情報単位を一団・一群に転換し、入力データから項目情報を範囲、種類内容を絞り、運用体制の融和を図る。 国・県その他公的用地、建物情報の把握方法、体制の検討を進める。 |

四 土地情報システム化の検討

① システム化の全体イメージ

(1) システム化の目的

ア 公有財産管理面

市の公有財産の正確な情報把握に基づき適正な管理、並びに記録管理事務の合

理化と高度化が図れること。
イ 公有財産利用面

「よこはま二十一世紀プラン」により必要と見込まれる膨大な公共施設用地需要の有効活用・高度利用に資する土地情報の正確、迅速な入手が図れること。

(2) システム化の方向

土地情報システムは、情報の利用、活用に大きな比重を置いていいる。

一方、本システムで扱う土地等情報は、その性格上常時維持更新が行われるものであり、システムはこのような維持更新に比べると、多様な利用需要に添えるものでなければならぬ。

したがって、本システムは単機能ないし専用機能に限定されることなく、データの独立性をもちながら、多様なデータ群（データファイル）を結合することで所要の利用情報が出力できるデータベースシステム（DBSM）を構築することが必要とされる。

今回、調査した他都市の既存事例における管財面では、土地、建物、工作物等を各々独立のファイル形式で処理するデータベースシステムを採用していた。利用面との結合を試みていたのは、横浜市を除き東京都だけであったが、それも未利用地の活用に重点が置かれ、本システムで検討している既存施設の建替え、ないしその高度・複合利用のためのシステム整備までには至っていないようである。

これらの点を勘案して本システムのイメージを図化すると図-6に示す通りとなる。

本システムは一挙に実現されるもので

はなく、その第一段階は、各局の情報照会に対して必要とする情報検索が即時可能となることにより、管財業務の合理化、高度化だけでなく利用面の要望に添えられるシステムを構築することを課題とした。

第二段階以降で、計画情報収集システム及び土地利用策定システムを確立、これを含む土地情報システムとしてのトータルなシステムを構築することとした。

以下の諸検討は、この第一段階を対象として行われたものである。すなわち図-6に即していえば、(2)土地等情報収集システム(d)公有財産表作成システムを中心とし、これに(c)土地利用適正化システムの一部及び(e)土地等の運用システムの一部を加えた領域を想定している。

② 入出力システムの検討

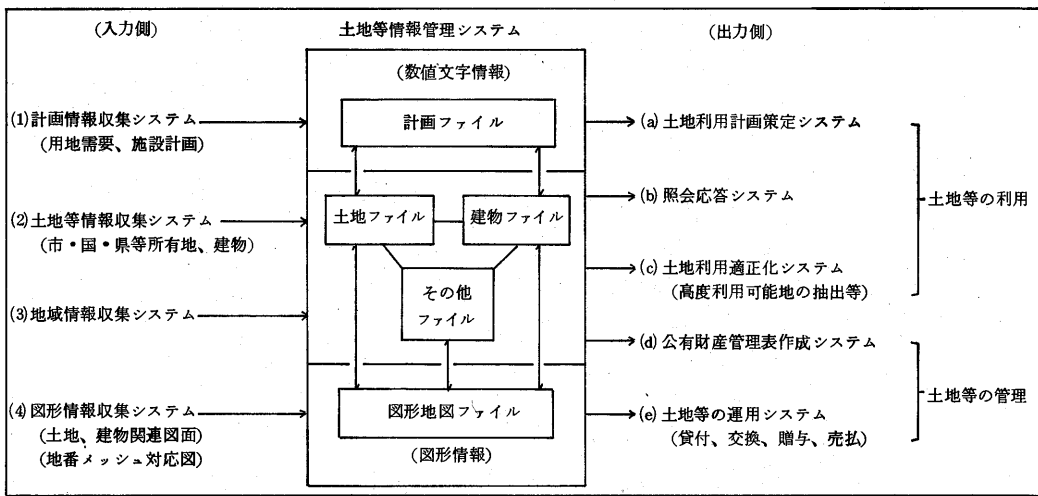
(1) 入出力処理の流れ

市有の土地等情報内容は、その基礎整備作業の中で整備され、ストック情報として土地及び建物カード（工作物については今後取扱い）等に入力される。

これに対し、新規取得、建て替え等の日々の異動に応じたフロー情報は、原則として増減異動通知に基づいて一定期間分まとめて一括処理（バッチ処理方式）されるものとした。

個々の入力された土地・建物カードの

図-6 土地等情報システムの全体イメージ



集合が土地・建物等ファイルを構成し、このファイル相互の統合、検索、並び換え
え、演算処理等を管理するプログラム
(データベース管理システム)に所要の

(注)

- ① 入出力情報ともに文字数値情報に限ることとした。地図情報は出力情報の示す検索番号を各局に紹介することで、必要の都度入手しうるものと考えた。
- ② 入出力情報とともに今後調査、開発、基礎情報の整備がもつとも必要とされるのは、計画情報収集システム及び土地利用計画策定システムであろう。
- ③ 出力情報のうち土地等の利用で打出される。⑦土地利用計画策定の照会応答⑧土地利用適正化等に関する情報については、これを具体的な事業に結びつけるため、市の資金計画との関連をチェックし財政的裏付けを確保することが必要である。

命令を入力することによって、公有財産現在高表等、一連の公有財産管理表が所要の時期に出力され、管財課に保管すると共に各局に送付される。

このような管理面における定型処理とは別に、各局から未利用地、あるいは高度利用可能地等の照会がある場合には、所要条件にみあう情報を検索し、照会局に回答するという随時（非定型）処理にも応えられることを想定した。ただし、この検索はあくまで入力情報の範囲内で止まるものであり、その内容をいかに充実するかが利用面からの今後の課題である。

(2) 入力情報

入力情報の範囲は、まず管理面で必要とされる市有の土地建物とし、それ以外の情報はシステムの整備にあわせ入力する。その間、市有地以外の公的用地の情報は、基礎整備作業で整理される物件概要カードを利用することとする。

ア 市有地等情報

市有地等情報は、基本カードとしての「土地カード」「建物カード」と補助カードの「施設記録カード」を用意し、これらのカードに記録、入力する。

情報の入力は、その基礎単位である一筆・一棟毎になされ、この単位ごとに全ての増減異動、登記原因等が記録される。情報の出力は当然一団の土地、一群

の建物として行えるようにする。

「施設記録カード」は、施設名称、施設コード、所管課等から構成され、二つの基本カードを結合する役割を果すカードとして位置付けたが、システム設計によって他の方法も考えられる。

なお「施設沿革記録」については、基本カードにその有無をチェックする欄だけをつけ、内容は各局の台帳に照会するものとした。

また、図面情報については、現行土地等情報の分析から明らかのように、軽視の傾向がある。入力化に関しては特にその経費、使用頻度等を勘案した結果、当面は基本カードに図面の有無欄を設け、必要に応じて各局に照会できる程度にとどめた。しかし、高度利用可能地等の照会に際しては、位置図、配置図、建物平面図程度の図面は、高い精度は求めないにしろすぐ検索され、出力されることが望ましいことは当然のことである。

イ その他公有地等情報

市有地以外の公有地等の情報源は、非課税台帳に限定され、同台帳から土地建物に関する全ての必要情報は収集できない。その内容チェックはさらに困難であることから、一般的な情報収集システムの検討を進める必要がある。

ウ 所定台帳作成適用除外の取扱いは、道路、河川等の台帳内容をどの程度統

一フォーマットに集約できるか、これは特に緑的用地の取扱いをどう処理するかの問題に通じるが、ここではこれらを含めて電算化の対象と考え、今後さらに検討を進めることとした。

(3) 出力情報

出力情報は利用側の要望、利用程度、利用頻度等と入力に要する労力、費用等を勘案した入力内容の質・量によって左

右される。また、一定時期に一定形式で出力される定型情報と、照会に応じて随時出力される非定型情報とによっても内容は異なる。

これらの不確定要素はあるが、出力情報は第一段階においても利用面からみれば非常に有効な情報であるので、表1-4程度は必要と思われる。

③ 管理組織体制

情報の入力については、システムが稼働を始めるために必要な各種ストック情報の入力を行う前処理段階と、稼働後に発生する更新情報を継続的に入力、処理する運用段階とに区分して考える。

(1) 前処理段階

文字・数字情報をカードに記入する前処理段階は、システムを所管する担当が行うこととなる。

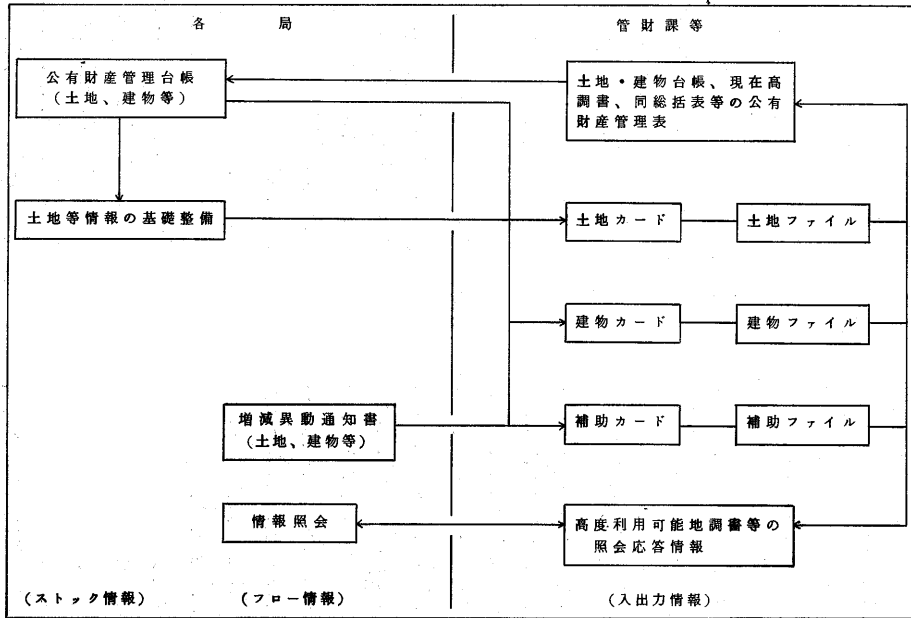
出力表は各局に送付されることで、従来の管理台帳におきかえが可能となる。

(2) 運用段階

表-4 出力表例

| 出力表 | 対応する現行管理表等 | 出力形態 |
|--|------------------------|-------------------------|
| (1) 公有財産管理表関連 土地台帳(行政財産) | 各局公有財産台帳、独自台帳 | 一団の土地ごとのリスト |
| 土地台帳(普通財産) | 管財課公有財産総括台帳 | 同上 |
| 建物台帳(行政財産) | 各局公有財産台帳、独自台帳 | その上の建物ごとリスト |
| 建物台帳(普通財産) | 管財課公有財産総括台帳 | 同上 |
| 一筆台帳(行政財産、普通財産) | 管財課土地一筆台帳 | 一筆ごとの土地リスト |
| 増減現在高表 | 公有財産増減および現在高報告書、不動産取得証 | |
| 異動事由別集計表 | 公有財産、有財産受渡し証、所管替通知書 | |
| 施設一覧表 | | 施設分類別、所管別、所在地別等の施設概要リスト |
| (2) 土地所在順一覧表 土地利用適正化関連 土地利用抽出表 未利用地抽出表 老朽家屋抽出表 高度利用可能地抽出表 | | |

図一 7 入出力処理の流れ



運用段階については、情報の更新、システムの維持、利用体制の整備が課題となる。現行体制では公有財産情報は企画財政局管財課が一元管理する。しかし、情報更新は原則として各局からの増減異動通知書の内容を土地・建物カードに記入、これを電算機に入力することにより行われるものとした。

将来的には各局管財担当にミニコンまたはオフコンをもったワークステーションが設置され、光ファイバー等を介して相互に結び、いわゆるローカル・エリア・ネットワーク(LAN)の形成を図ることを目標とすべきと考える。

その利用、特に土地利用計画関連情報については、今後直接各局が情報検索を行えるシステムへの展開を図る。

五 システム整備の汎用的効果と今後の展開方向

① 汎用性及び利用効果

本システム作業における成果を、利用効果及び汎用性の面から整理すると次の通りである。これらの点については引き続き検討し、その活用を図る必要がある。

(1) 土地情報データの活用等

ア 市有地関係 市有地全体量の把握 / 所管不明土地の洗い出し、管理体制の明確化及び各局台帳の統一フォーマットへの移行 / システム化による事務量の軽減、迅速化、正確化 / 従来の管理情報から、利用を図れる情報への転換 / 市有財産の適正かつ効果的管理の実現。

イ 国、県、その他公的用地関係 公的用地の量の把握 / 市の施設用地としての有効利用適地の洗い出し (交換予定地を含む)。

(2) 施設情報データとのリンクによる利用等 用地と施設の関連性の一体的把握 / 施設規模による土地の有効利用度のチェック / 土地、建物の現状把握による高度、複合利用施設立案の基礎資料 / 建替え等を前提とした高度、複合利用可能地のチェック / 遊休地の把握 / 公法による買取申し出へのチェック。

(3) 土地情報図の利用等 市有地及び市有地外公有地等の分布状況の把握資料 /

貸付地等の分布状況の把握資料 / 不法占拠地、処分予定地の洗い出し資料 / 大規模的及び緑の整備事業の用地買収情報の把握資料 / 土地利用現況把握資料 / 非課税地の検証等、税務関係資料 / 管財及び土地利用資料 / 施設用地の選定資料。

(4) 地番メッシュ対応図の利用等 市道認定路線図の基図としての利用 / 道路に係る未処理用地の把握 / 事業計画、街づくり指導等における権利関係把握資料 / 路線価、筆のつながり等、税務関係参考資料 / 公図上の問題点の提供 / 開発行為、建築確認行為のチェック資料 / 今後、都市計画をシステム化するにあたっての基礎資料

② 今後の展開方向

土地情報システムの確立に向けて、今後の展開方向をまとめると次の通りである。

(1) 土地等基礎情報の収集、整備

ア 正確な情報整備 情報のシステム化は、その方法の検討と合わせて入力する情報をより正確なものにする作業を進めることが必要である。また、整備すべき土地等基礎情報は、システム整備の進捗に伴ない、都市計画事業等の予定地等も、その対象とする。これにより、土地利用計画や都市計画の策定にも資することとなる。

イ 一団の土地(二次情報)としての把握
土地は一団の土地(二次情報)としてその位置、形状が確認されて、より利用が容易となることから、土地情報図の作成が不可欠である。この土地情報図自体、図形情報として今後の都市づくりのシステム化の基礎となると予想される。

ウ 施設情報

既存公有地は大部分施設利用地である。土地利用の可能性は、暫定利用地を除き、既存施設のあり方によって決まるが、現在、建物情報は極めて不備である。今後、土地の適正な利用を検討するうえで土地の利用状況についての情報の収集、整備を進めていくことが必要である。

エ 地域情報の把握

土地利用は敷地条件及び地域環境等の属性によって制約をうける。この属性等を知るには、現時点において新たに作成された土地情報図に同一スケールの都市計画図を重ね合わせることで、多くの基本的な地域情報を読み取ることができ。しかし今後、土地の適正な利用を促進するためには、敷地条件や地域環境条件についても情報収集し、その評価を体系的に行うシステムが必要とされる。なお、

情報は、地図情報、図形情報として入力、出力された方が理解し易い。そのような図形処理、画像処理のシステムは、既に都市科学研究室で「地域情報システム」として調査研究が行われている。そのシステム構想の一環に位置づけしていくことが課題となる。

(2) 土地利用に係る計画情報の収集、整備

土地情報の集中化、その一元的管理は土地を最も有効に利用、活用することにあり、このため土地利用に係る計画情報(具体的には公共公益施設計画等)も一元的に把握し、土地利用を相互調整する総合的に土地利用を図る手だて、仕組みが必要とされる。

(3) 土地利用に係る土地評価システムの確立

土地利用は土地の属性(物理的条件、位置的条件)と、利用側からの需要条件のすり合わせて決定される。このため土地利用面の評価が不可欠で、評価項目に係る土地情報を収集、整備、評価しうる方法を確立する必要がある。

(4) 土地情報システムの運用体制の確立

以上述べたように、土地情報システムの整備は、土地の適正な利用と管理を全

市的視野に立つて合理的に行うことにある。即ち、単に電算化等による機械化で管理事務量の軽減を図る仕組みだけでなく、土地利用に関し総合調整機能をもつ仕組みが必要であり、本システムを運用していく庁内の体制、組織の確立が必要である。

現在、既に土地情報の一元化、用地取得体制の強化等を目的として「土地調整会議」が設置されているが、本システムの検討を契機として、今後新しい組織体制の確立を検討することが望まれる。

これはいわば行政のシステム化(科学的行政)、計画のシステム化(科学的な計画)といった側面をもち、科学的行政の推進につながると考える。

六 おわりに

今回の検討は、あくまで土地情報システムの体系化の基礎として位置付けられるものであるが、基礎情報整備作業の重要性、さらにその難しさは、作業自体が積み上げ方式の地味な性格であるだけに、よけい身にしみたとはいえる。

本システムの検討は、当初都市計画局企画課の調査であったが、情報の基礎整

備が管財台帳の再整備に強く結びついていることから企画財政局管財課が、基礎整備のベースマップとなった「地番メッシュ対応図」の補正については、その所管課としての道路局道路調査課が、おのおの従来の立場を越えて本システム検討作業に主体的に参加し、作業を行った。

また、各局の管財部門にも基礎情報の照会、確認段階での協力依頼を行い、その結果、各局の管財データ見直しの気運を生じている。

このように、本システムの検討は、各局区の協力の中で行われた結果、基礎段階の成果が得られたといえる。

五十八年度からは、基礎整備作業の実施作業として、企画財政局管財課、道路局道路調査課が、作業主体となり、本システムの基礎整備作業を全市を対象として、六十一年度完了に向けて整備を進めつつある。

△石黒〓都市計画局計画部都市計画課・前同局同部企画課・鶴嶋〓企画財政局管財部管財課/堀内〓道路局管理部道路調査課